



あいさん便り

連絡先：〒445-0853
愛知県西尾市桜木町3丁目51-3林ビル2階
電話：0563-53-0220 FAX：0563-53-0222
e-mail：inoue@aisan-law.jp

アルバイトの非行増加！ 万が一に備えて就業規則 をチェック

◆飲食店や小売店で被害が 続出

コンビニのアルバイト店員がアイス用の冷凍庫の中に入っているところを写真に撮って SNS に掲載した事件を皮切りに、最近、飲食店や小売店で類似の事件が相次いで起こっています。

中には事件をきっかけに閉店することとなった店舗もあることから、経営者がこの問題を軽く考えてアルバイトに対する教育や労務管理をおざなりにすることは、経営の存続をも危うくする大きなリスクをはらんでいると言うことができます。

◆被害を未然に 防止するには？

こうした非行を未然に防止するためには、就業時間中は業務に集中することとして携帯電話（スマホ）の操作や SNS 等へのアクセスを禁じたり、休憩時間中や就業時間外であっても勤務先の不利益につながるような行為は厳に慎むべきことを教育

したりする必要があります。さらに、これらのことを職場におけるルールとして徹底するとともに、就業規則や店舗に備付けの業務マニュアル等にも明記しておく必要があるでしょう。

◆万が一に備えて 就業規則等を確認

就業規則は、労働基準法により常時 10 人以上の労働者を使用する使用者に作成が義務付けられているものですが、正社員用の就業規則だけでアルバイト用のものは作成されていなかったり、アルバイト用の就業規則はあるが規定内容に不備があったりするケースもあります。

また、使用する労働者数が 10 人未満であることを理由として、そもそも就業規則が作成されていないこともあります。

就業規則が作成されていない、または規定内容に不備があるという場合、万が一従業員に非行があってもそれを事由とする懲戒処分に行ったり懲戒解雇にしたりすることができなくなるおそれがあります。

こうした問題を抱える会

社では、自社の就業規則をチェックし、作成の仕方や見直しの要否等について検討してみると良いでしょう。

話題の「成年後見制度」 現在の状況と課題

◆需要高まる「成年後見」

高齢化社会の進展とともに、「成年後見」の需要が高まっているようです。

「成年後見制度」は、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人（本人）について、その行為能力を制限するとともに、本人の能力を後見的立場から補完することによってその権利を守るためのものです。

「成年後見人」の選任対象は、親族や弁護士、司法書士、社会保険労務士などで、仕事は法律行為に関するものに限られ、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりします。

◆後見人による不正も 問題に

需要が高まっている一方で、成年後見制度の利用が増えるに伴い、後見人による不正も問題となっています。

最高裁判所の報告によると、成年後見人の起こした不正は、2010 年 6 月から 2012 年 12 月末までに 1,058 件、被害金額は 94 億円超にも上っています。うち、親族後見人による不正が 1,032 件を占めています。

◆専門職の選任割合が増加

こうした背景を踏まえ、また、適切な財産管理を行うという観点から、後見人として、親族ではなく弁護士や司法書士、社会保険労務士などの専門職を選任するケースが増えています。

専門職の選任割合は、2012 年に 51.5% となり、2000 年の後見制度開始以来、初めて半数を超えました。

ただし、専門職であっても、知見等に濃淡があるのは事実です。今後は、裁判所等が後見人の業務を適切に監督する体制づくり等も求められると考えられます。

10 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 3 期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、7 月~9 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

当事務所よりひとこと

当事務所の弁護士 井上洋一は、このたびボイラー実技講習を修了し、二級ボイラー技士として登録いたしました。

単なる資格マニアのようにも思われるのですが、なかなかどうして、ボイラー技士の勉強をする中で得た知識や安全衛生の方法は侮れないものでした。

早速、直近の事件で、熱力学や機械の知識が、相手の主張の矛盾を見つけることに役立ちました。

ところで、弁護士の日々の法律業務においては、様々な分野や業界の事件が舞い込んできます。

そして、事件の勝敗には、事実関係をいかに読み解くかということが大きな鍵となります。

玉石混淆の証拠を読み解き、その中から依頼者にとって有利な事実を発見するためには、幅広い知識と教養が不可欠であるように感じます。

今後とも、依頼者の求める力は何かという視点を忘れることなく、虚心坦懐に研鑽を積んで行きたいと思っております。

